# I 特別支援教育の概要

- 特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的 ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- 〇 また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 〇 平成 19 年 4 月 学校教育法の一部改正により、盲学校・聾学校・養護学校を特別支援学校に一本化すること、特別支援学校は小・中学校等への助言 援助に努めること、小・中学校等において障害のある児童生徒に対する適切な教育を行うこと等が規定された。

## 【特別支援学校】≪専門性を生かした特別支援教育≫

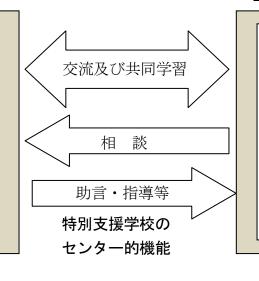
〈対象〉視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

### 専門性を生かした教育

- 1 障害のある子どもの自立と社会参加を目指した教育を実施
- 2 小・中学校等に準ずる教育とともに障害の状態に応じた特別な指導を実施

連携

- 3 障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が指導
- 4 就学に要する経費の補助、スクールバスの運行等を実施
- 5 近隣の小・中学校などへの助言・指導等(センター的機能)



# 【幼稚園・小学校・中学校・高等学校】≪学校全体で支援≫

# 特別支援学級 (小・中学校)

### 〈対象〉

知的障害、肢体不自由、 病弱・身体虚弱、弱視、 難聴、言語障害、情緒障害

# 

## 特別支援教育支援員の活用 (介助・学習支援)

通常の学級

## 通級による指導※

(小・中学校)

## 〈対象〉

言語障害、自閉症、情緒障害、 弱視、難聴、LD(学習障害)、 ADHD(注意欠陥多動性障害)、 肢体不自由、病弱・身体虚弱



※通級による指導:通常の学級に在籍し、ほとんどの 授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に 応じた特別な指導を特別な指導の場で行う。

各学校は、さまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援を行う。(教育、医療、保健、福祉、労働等関係機関)

# 特別支援教育のあり方に係る近年の国の動き

平成24年7月 中央教育審議会の報告において、インクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>構築に向けた、就学先決定の見直し、交流及び共同学習の充実等、 特別支援教育推進のあり方が示された。

#### ≪特殊教育から特別支援教育へ≫

平成13年~ 文部科学省が「特殊教育」に代えて「特別支援教育」の呼称を使用

#### 平成19年4月 学校教育法等の改正

平成20年3月 幼稚園、小・中学校学習指導要領の改訂(告示)

平成21年3月 高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領の改訂(告示)

## ≪障害者制度改革等≫

平成23年8月 障害者基本法の一部改正

平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会\*の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

・基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で 共に学ぶことを目指すべきである。等

**※インクルーシブ教育システム**: 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み **※共生社会**: これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会